

川崎重工業株式会社

2026 年 7 月 14 日

各 位

会 社 名 川崎重工業株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長執行役員 橋本 康彦
コ ー ド 番 号 7012 東証プライム・名証プレミア
問 合 せ 先 責 任 者 コーポレートコミュニケーション総括部長
勝野 弘之
【東京】TEL 03-3435-2130
【神戸】TEL 078-371-9531

**海外募集による新株式の発行並びに
2031 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債及び
2033 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（トランジション CB）
の発行に係る発行条件等の決定に関するお知らせ**

当社は、2026 年 7 月 2 日開催の当社取締役会において決議いたしました海外募集による新株式（以下「本新株式」といいます。）の発行並びに 2031 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（以下「2031 年満期新株予約権付社債」といいます。）及び 2033 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（トランジション CB）（以下「2033 年満期新株予約権付社債」といい、2031 年満期新株予約権付社債と併せて、個別に又は総称して「本新株予約権付社債」といいます。）の発行に関し、発行条件等を決定いたしましたので、既に決定済みの事項とともに、下記のとおりお知らせいたします。

この文書は、当社の新株式の発行及び転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同株式及び同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国における同株式及び同社債の募集を構成するものではありません。1933 年米国証券法（その後の改正を含む）（以下「証券法」といいます。）に基づいて同株式及び同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同株式及び同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は、当社より入手することができますが、これには当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことを予定していません。

記

I. 海外募集による新株式の発行

(1) 発行価格（募集価格）（注）	1株につき	2,609.0 円
(2) 発行価格（募集価格）の総額		97,446,150,000 円
(3) 払込金額（注）	1株につき	2,501.40 円
(4) 払込金額の総額		93,427,290,000 円
(5) 増加する資本金及び 資本準備金の額	増加する資本金の額	46,713,645,000 円
	増加する資本準備金の額	46,713,645,000 円
(6) 払込期日		2026 年 7 月 22 日
(7) 株式受渡期日		2026 年 7 月 23 日

（注）引受人は払込金額で買取引受けを行い、発行価格（募集価格）で募集を行います。

II. 2031 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の発行（以下 II. において 2031 年満期新株予約権付社債のうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）

2031 年満期新株予約権に関する事項

(1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	本社債の額面金額と同額とする。
(2) 転換価額 （ご参考） アップ率（注） $\{(\text{転換価額})/(\text{本新株式の発行価格（募集価格）}) - 1\} \times 100$	3,913 円 49.98%

（注）アップ率は本新株式の発行価格（募集価格）を基に算出しております。

III. 2033 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の発行（以下 III. において 2033 年満期新株予約権付社債のうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）

2033 年満期新株予約権に関する事項

(1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	本社債の額面金額と同額とする。
(2) 転換価額 （ご参考）	3,783 円

この文書は、当社の新株式の発行及び転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同株式及び同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国における同株式及び同社債の募集を構成するものではありません。1933年米国証券法（その後の改正を含む）（以下「証券法」といいます。）に基づいて同株式及び同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同株式及び同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は、当社より入手することができますが、これには当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことを予定していません。

アップ率（注）

$$\{(\text{転換価額}) / (\text{本新株式の発行価格（募集価格）}) - 1 \} \times 100 \quad \underline{\hspace{1cm}} \quad 45.00\%$$

（注）アップ率は本新株式の発行価格（募集価格）を基に算出しております。

以 上

この文書は、当社の新株式の発行及び転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同株式及び同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国における同株式及び同社債の募集を構成するものではありません。1933年米国証券法（その後の改正を含む）（以下「証券法」といいます。）に基づいて同株式及び同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同株式及び同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は、当社より入手することができますが、これには当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことを予定していません。

(ご 参 考)

1. 発行価格（募集価格）の算定

(1) 算定基準日及びその価格	2026 年 7 月 14 日	2,690.0 円
(2) デ ィ ス カ ウ ン ト 率		3.01%

2. 今回の新株式の発行による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	839,609,000 株 (2026 年 7 月 14 日時点)
新株式の発行による増加株式数	37,350,000 株
新株式の発行後の発行済株式総数	876,959,000 株

3. 2031 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の概要（以下 3. において 2031 年満期新株予約権付社債のうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）

(1) 社 債 の 総 額 500億円及び代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を合計した額

(2) 発 行 決 議 日 2026年7月2日

(3) 新 株 予 約 権 の 割 当 日 2026年7月31日（ロンドン時間、以下別段の表示のない限り及び社債の払込期日同じ。）

(4) 新株予約権を行使する 2026 年 8 月 14 日から 2031 年 7 月 17 日まで（行使請求受
こ と が で き る 期 間 付場所現地時間）とする。但し、①本社債の繰上償還の場合は、
償還日の東京における 3 営業日前の日まで（但し、繰上償還を
受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。）、②本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却さ
れる時まで、また③本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限
の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、2031 年 7
月 17 日（行使請求受付場所現地時間）より後に本新株予約権
を行使することはできない。

上記にかかわらず、当社の組織再編等を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合、組織再編等の効力発生日
の翌日から 14 日以内に終了する 30 日以内の当社が指定する
期間中、本新株予約権を行使することはできない。

また、本新株予約権の行使の効力が発生する日（又はかかる日
が東京における営業日でない場合、東京における翌営業日）

この文書は、当社の新株式の発行及び転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資
勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同株式及び同社債については国内における募集又は売出しは行われませ
ん。また、この文書は、米国における同株式及び同社債の募集を構成するものではありません。1933年米国証券法（その後の改正
を含む）（以下「証券法」といいます。）に基づいて同株式及び同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国
において同株式及び同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、証券法に基づ
いて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は、当社より入手することができますが、これには当
社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録を行う
ことを予定していません。

が、当社の定める基準日又は社債、株式等の振替に関する法律第151条第1項に関連して株主を確定するために定められたその他の日（以下「株主確定日」と総称する。）の東京における2営業日前の日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、東京における3営業日前の日）から当該株主確定日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、東京における翌営業日）までの期間に当たる場合、本新株予約権を行使することはできない。但し、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する法令又は慣行が変更された場合、当社は、本段落による本新株予約権を行使することができる期間の制限を、当該変更を反映するために修正することができる。

（5） 償 還 期 限 2031年7月31日

4. 2033年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の概要（以下4.において2033年満期新株予約権付社債のうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）

（1） 社 債 の 総 額 500億円及び代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を合計した額

（2） 発 行 決 議 日 2026年7月2日

（3） 新 株 予 約 権 の 割 当 日 2026年7月31日（ロンドン時間、以下別段の表示のない限り及び社債の払込期日同じ。）

（4） 新 株 予 約 権 を 行 使 す る 2026年8月14日から2033年7月15日まで（行使請求受けることができる期間付場所現地時間）とする。但し、①本社債の繰上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで（但し、繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。）、②本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時まで、また③本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、2033年7月15日（行使請求受付場所現地時間）より後に本新株予約権を行使することはできない。

上記にかかわらず、当社の組織再編等を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合、組織再編等の効力発生日

この文書は、当社の新株式の発行及び転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同株式及び同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国における同株式及び同社債の募集を構成するものではありません。1933年米国証券法（その後の改正を含む）（以下「証券法」といいます。）に基づいて同株式及び同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同株式及び同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は、当社より入手することができますが、これには当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことを予定していません。

の翌日から 14 日以内に終了する 30 日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできない。

また、本新株予約権の行使の効力が発生する日（又はかかる日が東京における営業日でない場合、東京における翌営業日）が、当社の定める基準日又は社債、株式等の振替に関する法律第 151 条第 1 項に関連して株主を確定するために定められたその他の日（以下「株主確定日」と総称する。）の東京における 2 営業日前の日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、東京における 3 営業日前の日）から当該株主確定日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、東京における翌営業日）までの期間に当たる場合、本新株予約権を行使することはできない。但し、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する法令又は慣行が変更された場合、当社は、本段落による本新株予約権を行使することができる期間の制限を、当該変更を反映するために修正することができる。

（５） 償 還 期 限 2033年 7月29日

5. 調達資金の使途

本新株式の発行による手取概算額約 924 億円については、2029 年 3 月末までに、各事業の成長を支える生産基盤の強化に向けた設備投資資金に充当する予定です。この設備投資には、戦略軸に沿った自社工場へのロボティクス、フィジカル AI を活用した先進的生産技術等の導入が含まれます。これらは自社の生産能力の拡大、生産効率の最大化だけでなく、そこで得た運用データや知見を活用し、お客様向けのフィジカル AI、ロボティクス、量産自動化を活用したソリューションの最適化・付加価値の最大化を実現していくことも目的としております。具体的には、(i)民間航空機及び民間航空エンジン事業の基幹拠点である岐阜、名古屋、西神、明石の各工場における増産・生産効率化に向けた設備投資資金、(ii)ガスタービン事業の生産能力拡大に向けた明石工場の設備投資資金、(iii)半導体製造装置向けロボットの増産対応を含むロボット関連事業の西神戸工場における設備投資資金、(iv)造船事業における基幹拠点である坂出工場の液化水素運搬船や LPG・アンモニア運搬船といった次世代エネルギー運搬船の建造体制強化に向けた設備投資資金、(v)残額が生じた場合には運転資金に充当する予定です。

また、本新株予約権付社債の発行による調達資金約 1,010 億円については、2031 年 3 月末まで

この文書は、当社の新株式の発行及び転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同株式及び同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国における同株式及び同社債の募集を構成するものではありません。1933年米国証券法（その後の改正を含む）（以下「証券法」といいます。）に基づいて同株式及び同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同株式及び同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は、当社より入手することができますが、これには当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことを予定していません。

に、エネルギー安全保障・カーボンニュートラルの実現に向けた液化水素サプライチェーンの構築及びフィジカル AI の実装に向けた資金に充当する予定です。このうち、2031 年満期新株予約権付社債については、(i)約 200 億円を当社子会社の日本水素エネルギー株式会社への投融資を通じた液化水素サプライチェーン構築に向けた商用化実証事業、及びその他カーボンニュートラル関連投資資金に充当する予定です。(ii)約 305 億円については、フィジカル AI の開発に向けた研究開発費、アライアンス拡大に向けた投融資資金、及び借入金の返済資金又は社債の償還資金に充当する予定です。2033 年満期新株予約権付社債については、約 505 億円を当社子会社の日本水素エネルギー株式会社への投融資を通じて、液化水素サプライチェーンの構築に向けた商用化実証事業に充当する予定です。

※詳細は、2026 年 7 月 2 日付の当社プレスリリース「海外募集による新株式の発行並びに 2031 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債及び 2033 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（トランジション CB）の発行に関するお知らせ」をご参照ください。

6. 潜在株式による希薄化情報

潜在株式数の比率は 2.97%になる見込みです。

なお、潜在株式数の比率は、今回発行する 2031 年満期新株予約権付社債及び 2033 年満期新株予約権付社債に係る新株予約権がすべて当初転換価額で行使された場合に、交付される株式数を直近（2026 年 7 月 14 日現在）の発行済株式総数（自己株式を除く。）に本新株式の発行により増加する普通株式数 37,350,000 株を加えた 876,715,125 株で除した数値であります。なお、潜在株式数の比率の計算において控除する自己株式には、業績連動型株式報酬制度により設定された取締役等を受益者とする信託及び管理職層向けインセンティブ・プランにより設定された従業員を受益者とする信託が保有する株式を含めておりません。

以 上

この文書は、当社の新株式の発行及び転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同株式及び同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国における同株式及び同社債の募集を構成するものではありません。1933年米国証券法（その後の改正を含む）（以下「証券法」といいます。）に基づいて同株式及び同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同株式及び同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は、当社より入手することができますが、これには当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことを予定していません。